

地番区域見出し  
東2丁目

請求部分	所在	幸手市東二丁目			地番	328番7		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和42年12月5日			備付年月日(原図)	昭和42年12月5日		補記事項	

表示年月日：2024/08/02

ア 371-20  
イ 372-3  
ウ 372-4



2024/08/02 20:02 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年2月15日	不動産番号	0312000433387
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	幸手市東二丁目			[余白]	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
328番7	田	411	:	328番2から分筆 〔昭和53年7月11日〕	
[余白]	[余白]	111	:	③328番7、328番10ないし328番1 2に分筆 〔昭和53年7月27日〕	
[余白]	宅地	111	: 41	②③昭和53年7月10日地目変更 〔昭和53年7月31日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	管轄転属により登記 平成11年2月15日	



2024/08/02 20:02 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年2月15日	不動産番号	0312000433382
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	幸手市東二丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
328番2	田	581:	:	昭和41年1月21日土地改良事業完了 〔昭和42年12月5日〕	
余白	余白	576:	:	③328番2、328番5に分筆 〔昭和52年7月12日〕	
余白	余白	165:	:	③328番2、328番7に分筆 〔昭和53年7月11日〕	
余白	余白	余白	:	管轄転属により登記 平成11年2月15日	

権 利 部 ( 甲 区 ) ( 所 有 権 に 関 する 事 項 )			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和53年7月26日 第9602号	原因 昭和53年7月22日寄付 所有者 北葛飾郡幸手町 順位1番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成11年2月15日

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。  
\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

9162021

853.7.27

地番	328-7-10-11 ~12	土地積測量図
土地の所在	北葛飾郡幸手町大字幸手字関場 幸手市 東2丁目	

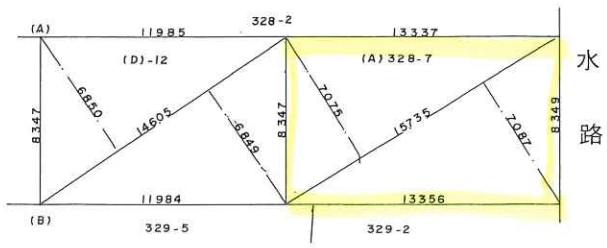
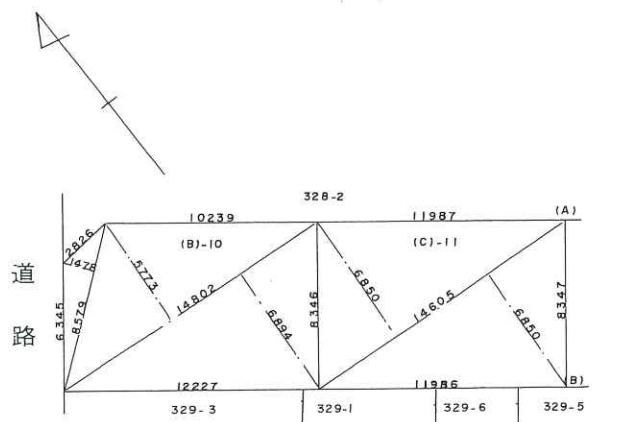
求 積

(B)~10  $\frac{(8.579 \times 1.478 \div 2) + (1.4802 \times 5.773 \div 2)}{+ (1.4802 \times 6.894 \div 2)} = 100.088348$   
地積 100.08m<sup>2</sup>

(C)~11  $\frac{(1.4605 \times 6.850 \div 2) + (1.4605 \times 6.850 \div 2)}{=} 100.044250$   
地積 100.04m<sup>2</sup>

(D)~12  $\frac{(1.4605 \times 6.850 \div 2) + (1.4605 \times 6.849 \div 2)}{=} 100.036948$   
地積 100.03m<sup>2</sup>

(A)~7  $\frac{(15.735 \times 7.075 \div 2) + (15.735 \times 7.087 \div 2)}{=} 111.419535$   
地積 111.41m<sup>2</sup>

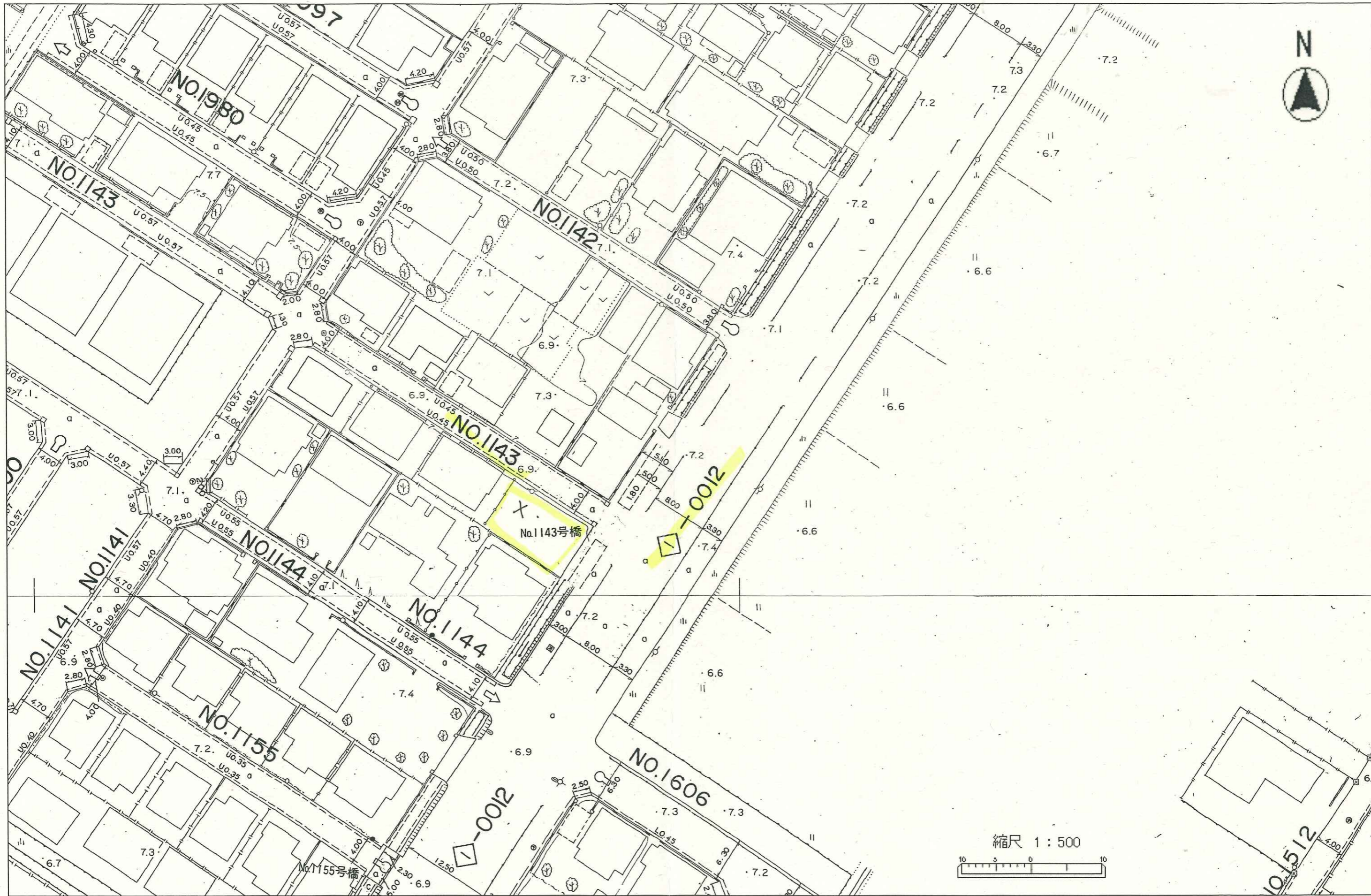


凡例	記号	境界標の種類	記号	境界標の種類	記号	境界標の種類
	⊙	石 杭	⑦	プラスチック杭		
	⊕	コンクリート杭	⊙	金属杭		
	⊖	金属鉄	⊕	刻 印		

作製者 北葛飾郡幸手町大字幸手字関場 勝谷地  
 土地家屋調査士 野口 勝三 氏 (昭和53年7月24日作製)  
 (埼玉土地家屋調査士会紙)

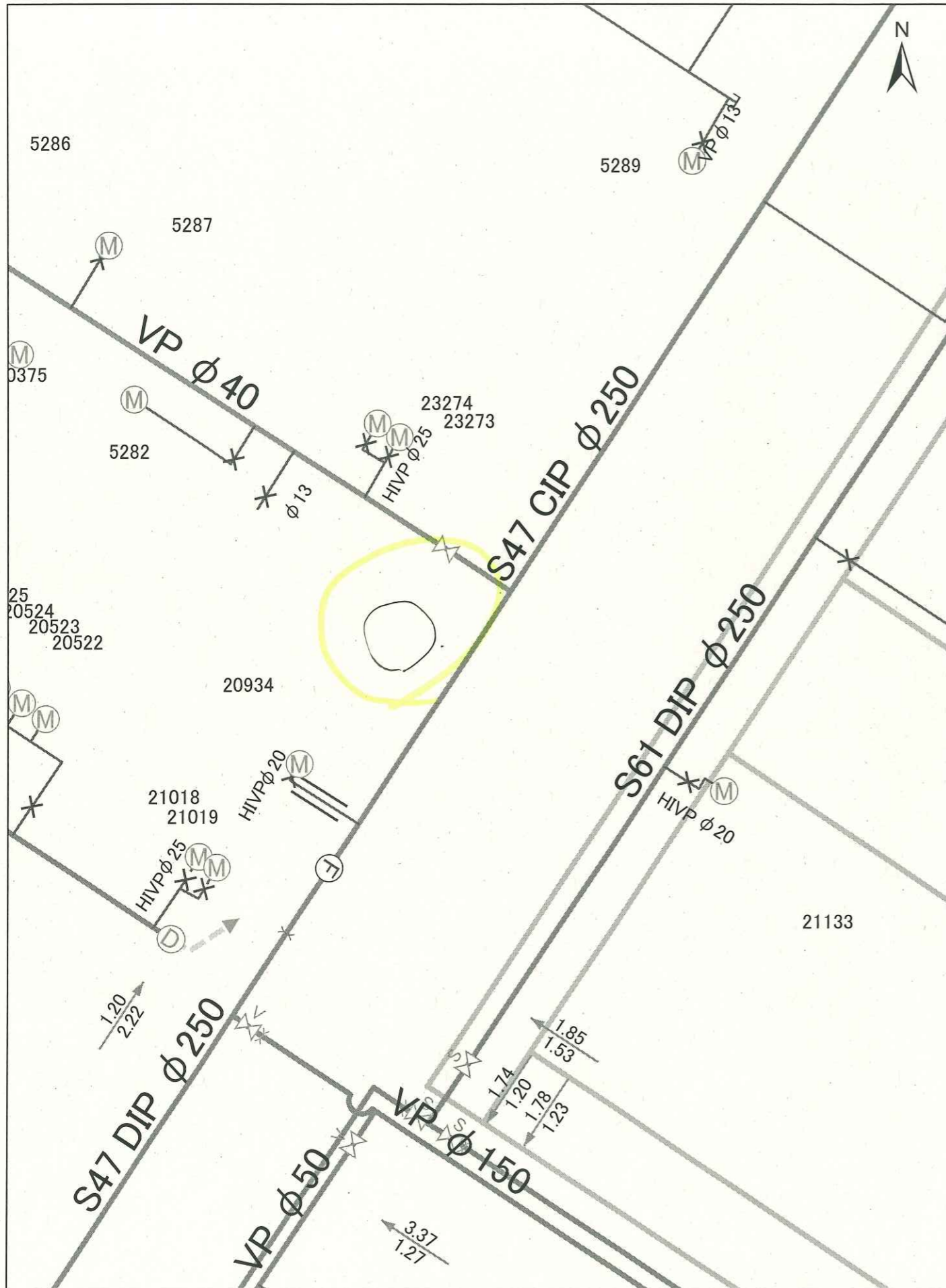
申請人 株式会社 三洋ビル 代表取締役 川合 準 一  
 縮尺 1/250

(長源納)



参考資料

# 幸手市配水施設管理図



2024年08月13日 13時46分

1:300

この図面は参考図です。  
現地で試掘など確認を必ず行ってください。

## ● 1戸の蛇口数

口径	蛇口数
13mm	4
20mm	12
25mm	25

## ● 分岐数

分岐口径がφ20の場合

幹線口径	支分数
25mm	2
30mm	4
40mm	6
50mm	11
75mm	32
100mm	69

リンクしている場合は、倍の件数認める。

## ● 分担金一覧表 (1給水装置につき)

単位：円

口径	分担金 (消費税等含む)	分担金 (臨時用)
13mm	286,000	55,000
20mm	374,000	77,000
25mm	847,000	275,000
30mm	1,320,000	440,000
40mm	2,530,000	770,000
50mm	4,400,000	1,430,000
75mm	12,100,000	3,960,000
100mm	24,200,000	8,030,000

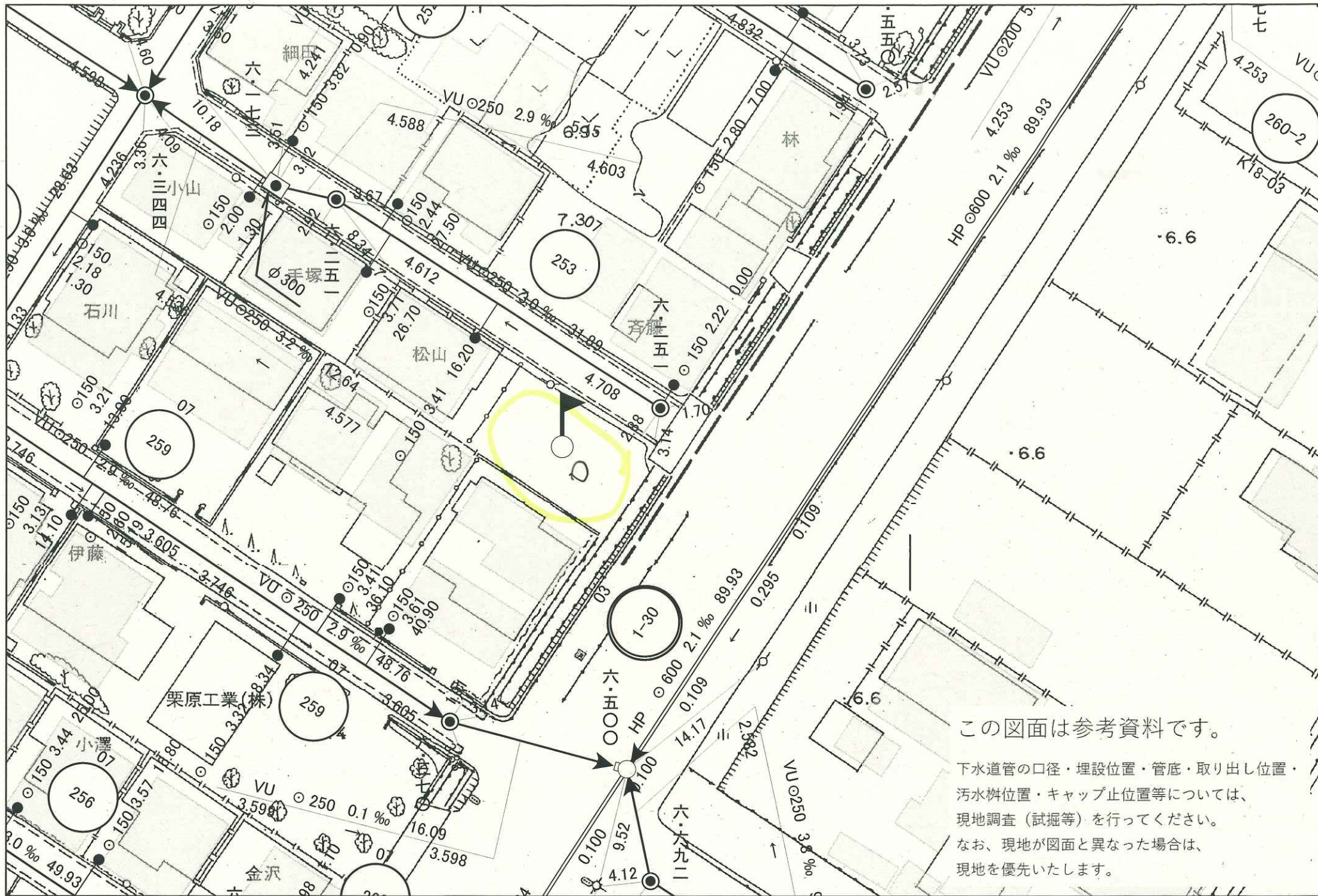
本表以外の口径については別途協議とする。

## ● 手数料

単位：円

設計審査手数料	工事完成検査手数料
1回につき 1,000	1回につき 1,000

幸手市下水道台帳図



この図面は参考資料です。

下水道管の口径・埋設位置・管底・取り出し位置・汚水枳位置・キャップ止位置等については、現地調査（試掘等）を行ってください。

なお、現地が図面と異なった場合は、現地を優先いたします。